

熊本地震により滅失又は損壊をした建物等の原状回復のための寄附金の募集要綱

募集法人名	宗教法人「山崎菅原神社」
募集責任者	代表役員 田邊 正広
募集を行なう事務所所在地	熊本県熊本市中央区桜町1番18号
連絡先	(096)325-3474 (担当：田邊正広)

1. 寄附金を募集する目的及び使途内容

当法人が、熊本地震により損壊をした当法人が所有する鳥居及び社号碑、燈籠、玉垣、透塀の原状回復に要する費用に充てるための寄附金を募集します。

2. 募集方法

個人、法人を問わず当法人が開設するインターネットのサイトにより広く全国に募集を行います。

3. 募集目標額

9,800,000円

4. 寄附金の募集を行う期間

平成30年9月19日（主務官庁の確認日の翌日）から平成33年3月31日までとします。

5. 寄附金の受け入れ

寄附金は下記の専用口座への銀行振込により募集します。

専用口座：肥後銀行 本店営業部 口座名：宗教法人 山崎菅原神社 口座番号：2353024

(注) 寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成28年5月13日財務省告示第158号）本文第2号に基づく寄附金控除等の税制上の優遇措置を受けることを希望される寄附者に対しては、主務官庁の確認書の写し及び当法人が発行する寄附受領書を送付いたしますので、寄附を頂く際に必ず住所・氏名・お問い合わせ先をご連絡下さい。

6. 受け入れた寄附金の管理の方法

上記の専用口座で管理します。また、寄附を受けて行う原状回復事業に係る会計と他の会計とを区分して経理します。

7. 情報公開

寄附金の募集期間中は、当法人が開設するインターネットのサイトにおいてこの募集要綱を公表します。

また、寄附金の募集実績については1ヶ月ごとに、原状回復事業実績及び支出実績については1年ごとにその経過を当法人が開設するインターネットのホームページにて公表します。

なお、支出に係る領収書は5年以上保存し、寄附者等から閲覧の求めがあった場合には、これを開示できないことにつき正当な理由がある場合を除き、その求めに応じます。